

## 謎解きウォーキング実施業務委託に係るプロポーザル実施要項（公募型）

### 1 趣旨

謎解きウォーキング実施業務委託の実施にあたっては、価格のみではなく事業者（配置する技術者・担当者を含む。）に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を選定するものとする。

### 2 業務概要

- (1) 業務名 謎解きウォーキング実施業務委託
- (2) 業務の目的 運動をする機会の少ない20歳代～40歳代の子育て世代をメインターゲットに、身近で気軽に行えるウォーキングに取り組むきっかけを創ることを目的とする。
- (3) 業務内容 「謎解き」をテーマに、20歳代～40歳代の子育て世代を中心とした多くの市民が「ウォーキング」を親子で楽しむことができるイベントの企画、実施（設営、運営管理、安全管理、備品等の用意）、広告・PRに係る一連の業務。
- (4) 業務期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

### 3 当該業務の予算額

3,277,890円（税込）

提案額（参考見積額）が、予算額を超過した場合は、失格とする。

また、候補者決定後の最終見積（本見積）の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。

### 4 プロポーザルの形式

本業務は、公募型プロポーザルにより候補者を決定するものとする。

### 5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

- (1) 別添「入札参加資格審査申請書類一式」を提出すること。契約候補者となった者のみ、本市の入札参加資格者名簿に登載するものとする。ただし、本市の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格者名簿に登載されているものについてはこの限りではない。
- (2) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成25年4月1日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該

当しないこと。

- (4) 過去 3 年間に於いて、本業務と同種または類似の業務で請負金額が 1,000,000 円以上の業務の履行実績があること。

同種の業務：本業務と同様のターゲットを設定し、かつ「謎解き」をテーマにしたイベント

類似の業務：本業務と同様のターゲットを設定、又は「謎解き」がテーマのいずれかに該当するイベント

## 6 説明会

- (1) 開催日時：令和 7 年 5 月 7 日（水）午後 2 時から午後 3 時まで

- (2) 開催場所：茨木市役所本館 1 階第 1 会議室

※Zoomによる参加可

## 7 質問の受付及び回答

質疑については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問がある場合は、質疑書兼回答書（様式 1 号）に質問事項、会社名、FAX 番号・担当者氏名、メールアドレスを記載し、下記の提出期限までに電子メール（FAX）でスポーツ推進課宛送信すること。

提出期限：令和 7 年 5 月 14 日（水）午後 3 時まで（必着）

提出先：茨木市 市民文化局スポーツ推進課

E-mail：sportssk@city.ibaraki.lg.jp

又は

FAX：072(624)4767

※電子メール（FAX）以外の方法による質問は受け付けません。

- (2) 質疑に対する回答は、質疑書兼回答書により、全参加事業者に対して下記の回答日に電子メール又は FAX で行う。

回答日：令和 7 年 5 月 16 日（金）午後 5 時まで

## 8 参加申込及び資格審査

- (1) 参加申込

参加希望者は、「参加申込書」（様式 2 号）に必要事項を記入し、会社名及び代表者、代表者印を記名押印の上、必要書類を添えて提出すること。

ア 必要書類

- ① 業務実績調書（様式 2-1 号）
- ② ①の実績を証明できる契約書の写し等
- ③ 業務実施体制調書（様式 2-2 号）
- ④ 入札参加資格審査申請書類一式

イ 提出先：茨木市市民文化局スポーツ推進課（茨木市役所南館 8 階）

ウ 提出期限：令和 7 年 5 月 23 日（金）午後 5 時まで（必着）

エ 提出方法：持参または郵送

- (2) 資格審査

プロポーザルへの参加資格に係る審査については、プロポーザル選定会議において、参加希望者から提出のあった「参加申込書」等により審査し、その結果を「参加資格審査結果通知書」（様式3号）により令和7年6月3日（火）までに参加希望者に通知するものとする。

(3) 参加を辞退する場合

参加を希望した者が、参加を辞退する場合には、プロポーザル参加辞退届（様式4号）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、企画提案書の提出期限までにスポーツ推進課（茨木市役所南館8階）へ提出すること。

9 企画提案書等の作成及び提出

(1) 企画提案書の作成

プロポーザル選定会議による資格審査により、参加資格を有すると認められた参加者（以下「参加者」という。）は、仕様書及び説明会での説明等に基づき、最適な提案を企画提案書等により行うものとする。

企画提案は、1者につき1件とし、以下の書類を提出すること。

なお、企画提案書等に記載された内容については、下記(2)ウ参考見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

(2) 提出書類

- ア 企画提案書
- イ 作業スケジュール（任意様式）
- ウ 参考見積書（様式5号）及び内訳書

(3) 提出方法等

- ア 提出期限：令和7年6月13日（金）正午まで（必着）
- イ 提出場所：茨木市役所 南館8階 市民文化部スポーツ推進課事務室
- ウ 提出方法：持参または郵送
- エ 提出部数

上記(2)提出書類ア～ウまでの書類を正本1部、副本8部 計9部

(4) 企画提案書等に対する質問

企画提案書等の内容について、市が企画提案書等を提出した参加者（以下「提案者」という。）に問い合わせを行った場合、問い合わせを受けた提案者は速やかに市に対して回答すること。

(5) その他提出にあたっての留意事項

- ア 提出書類はA4縦型フラットファイルに左綴じとし、書類にインデックス（例：「様式○号」、「書類①」等）を貼付すること。
- イ フラットファイルの背表紙に「謎解きウォーキング実施業務（縦書き）」、表表紙の上段に「謎解きウォーキング実施業務（横書き）」、下段に「法人名（横書き）」（正本のみ）を記載すること。
- ウ 副本には社名や社名のわかるロゴ等を一切記載しないこと。
- エ 提出された書類は、理由の如何を問わず、返却しない。
- オ 提出後の書類の追加、変更は認めない。
- カ 応募状況等の問い合わせ、提出書類内容の確認については受け付けな

い。

キ 書類提出等にかかる費用は、応募者の負担とする。

ク 提出された書類は、本市情報公開条例に基づき公開する場合がある。

## 10 審査方法

審査方法は、次に示すとおりとする。

### (1) 審査

提出された企画提案書等を下記11(1)～(4)で示す審査基準に基づいて審査するとともに、プレゼンテーション・ヒアリングによる審査を実施し、最も優れた提案者を候補者として決定するものとする。ただし、企画提案者が5者以上の場合は第1次審査（下記11(2)～(4)の審査）を行い、評価の高い提案者から4者に絞り、プレゼンテーション・ヒアリングを第2次審査として実施する。

ア プレゼンテーション・ヒアリングは、提案者が事前に提出した企画提案書等を使用して行うこととし、資料の差し替え、追加は認めない。

イ プレゼンテーションに必要な機器等は、提案者が用意すること。

ウ 提案者の出席は、2人以内とする。

### (2) 審査結果の通知

#### ① 第1次審査結果通知

審査の結果は、「プロポーザル第1次審査結果通知書」（様式6号）により、令和7年6月19日（木）に当該審査を行った全者に対し、郵送により通知する。

#### ②（第2次）審査結果通知

審査の結果は、「プロポーザル（第2次）審査結果通知書」（様式7号）により、令和7年7月8日（火）に当該審査を行った全者に対し、郵送により通知する。

#### ③ 結果に対する問合せ

審査により候補者とならなかった提案者は、令和7年7月15日（火）まで審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

## 11 審査基準及び配点

審査基準及び配点は以下のとおりとする。（「別紙 審査基準」参照）

|                  |           |
|------------------|-----------|
| (1) プレゼンテーション内容  | 315／1050点 |
| (2) 企画提案内容       | 525／1050点 |
| (3) 業務実績・業務実施体制等 | 105／1050点 |
| (4) 提案額（参考見積額）   | 105／1050点 |

※第1次審査は企画提案内容の審査525点、業務実績・業務実施体制等の審査105点、提案額（参考見積額）105点の計735点で行う。

## 12 候補者の決定

候補者は、別紙採点基準により選定会議において採点し、次の方法により決定する。

なお、選定会議の委員が提案者と利害関係を有することとなった場合、当該委員を本プロポーザルの審査から除斥する。この場合、上記11の配点(配点の総合計点及び審査基準ごとの配点)から当該委員の持ち点を減じるものとする。また、他の理由により選定会議の委員が欠けた場合も同様とする。

- (1) 選定会議の委員の審査結果により、評価点が最高点の提案者を候補者とする。
- (2) 評価点が最高点の者が複数ある場合は、最高点の者のうち、提案額が最も安価な提案者を候補者とする。
- (3) 評価点が最高点の者が複数あり、提案額が同額の場合、審査基準③の「ウォーキングを継続したくなるような工夫」の評価点が高い提案者を候補者とする。
- (4) 評価点が最高点の者が複数あり、提案額が同額かつ、審査基準③の「ウォーキングを継続したくなるような工夫」の評価点が同点の場合、くじにより候補者を決定する。
- (5) 参加資格を認められた者が複数あり、企画提案書等の提出日までに辞退等により提案者が1者のみとなった場合は、配点の総合計点(選定会議の委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点)の6割以上であった場合に候補者とする。

## 13 候補者との契約締結協議

### (1) 仕様等の確定

担当課は、候補者と契約締結に向けた協議を行うが、候補者の選定をもって当該候補者の企画提案書等に記載された内容の全てを承認するものではない。

協議において、必要な範囲内で企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行った上で本契約の仕様に反映させることができる。

この場合において、仕様に反映された提案及び条件等は、全て仕様書に規定されたものと見なし、受注者は履行の義務を負うものとする。

### (2) 契約金額

契約金額は原則として、企画提案時に提出した提案額(参考見積額)を超えないこととする。

ただし、担当課との協議において企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合は、この限りでない。

### (3) 契約書

契約書は、本市が作成したものを使用するものとする。

## 14 情報公開

提案者の名称及び評価点は公開するものとする。

その他選定の過程、提案者から提出された書類、契約締結等に関する情報公開又は情報提供については、茨木市情報公開条例又は茨木市情報提供の実施に関する要綱の規定に基づいて対応する。

## 15 日程

|               |                                                                          |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 説明会（仕様）       | 令和7年5月7日（水）午後2時から<br>茨木市役所本館1階第1会議室                                      |
| 質問期限          | 令和7年5月14日（水）午後3時まで                                                       |
| 質問に対する回答      | 令和7年5月16日（金）午後5時まで                                                       |
| 参加申込期間        | 令和7年5月9日（金）午後2時から<br>令和7年5月23日（金）午後5時まで<br>※土日、祝日を除き各日とも午前9時から午後5時までとする。 |
| 参加資格審査結果通知    | 令和7年6月3日（火）                                                              |
| 企画提案書提出期間     | 令和7年6月5日（木）午前9時から<br>令和7年6月13日（金）正午まで                                    |
| 第1次審査結果通知     | 令和7年6月19日（木）                                                             |
| プレゼンテーション及び審査 | <b>令和7年7月1日（火） 午後3時</b>                                                  |
| 審査結果通知        | 令和7年7月8日（火）                                                              |
| 契約締結          | 令和7年7月中旬（予定）                                                             |
| 業務開始          | 令和7年7月下旬（予定）                                                             |

## 16 その他

- (1) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
  - ア 提案方法、提出先、提出期限に適合していないもの
  - イ 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
  - ウ 提案額（参考見積額）が予算額を超過した場合
  - エ 配点の総合計点（選定委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点）の6割に満たない者
- (2) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類への虚偽記載、その他公正な競争の妨げになる行為、事実があったと市が判断した場合は、提出書類を無効とすると共に、指名停止措置を行う場合がある。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、参加希望者の負担とする。
- (6) プロポーザル方式の参加において、2者以上の事業者で構成される共同企業体（JV）等での参加は認めない。

17 担当部署

茨木市 市民文化部スポーツ推進課 担当：坪田・水見

TEL：072-620-1608（直通）

FAX：072-624-4767

E-mail：sportssk@city.ibaraki.lg.jp